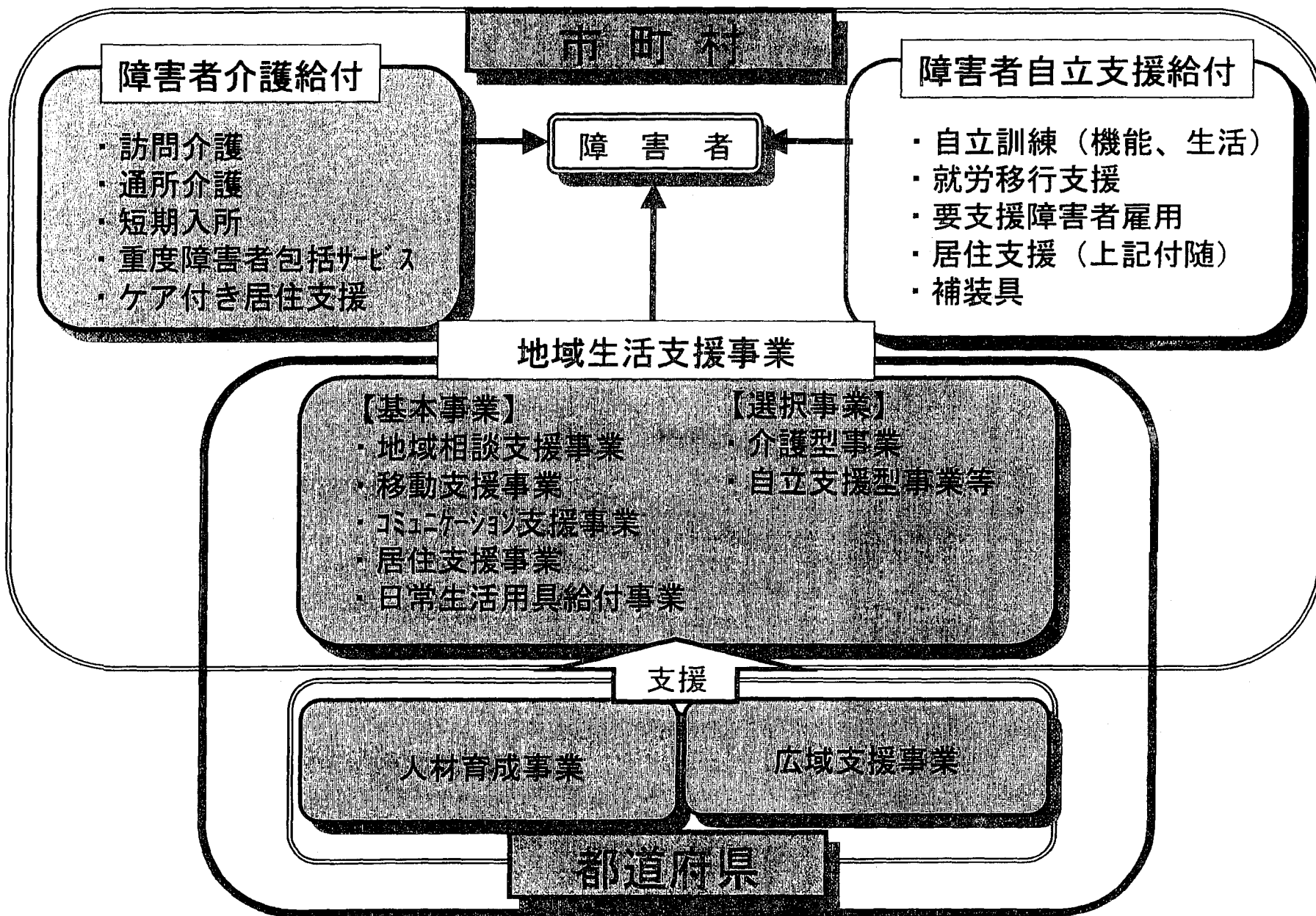


新たな障害保健福祉施策体系を構築する

新しい給付等の体系（総合的な自立支援システム）



施設体系・事業体系の見直し

- <見直しの方針>**
- 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題への対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行へ資する機能を強化するための事業を実施する。
 - 入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。

<現 行>

- 重症心身障害児施設
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター
(デイサービス部分)

障害者デイサービス

概ね5年程度かけて新体系へ移行

<見直し後>

- 日中活動の場
- 以下から一ないし複数の事業を選択
- 生活療養事業^(※1)
(生活維持・向上、医療型)
 - 生活福祉事業
(生活維持・向上、福祉型)
 - 自立訓練事業(通過型)
(機能訓練・生活訓練)
 - 就労移行支援事業(通過型)
(就労移行支援)
 - 要支援障害者雇用事業
(就労継続支援)
 - デイサービス事業
(地域生活支援事業)

住まいの場

- 障害者支援施設^(※2)
- 又は
- 居住支援サービス
(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

※1 医療施設において実施。

※2 障害者支援施設はいずれも第1種社会福祉事業。

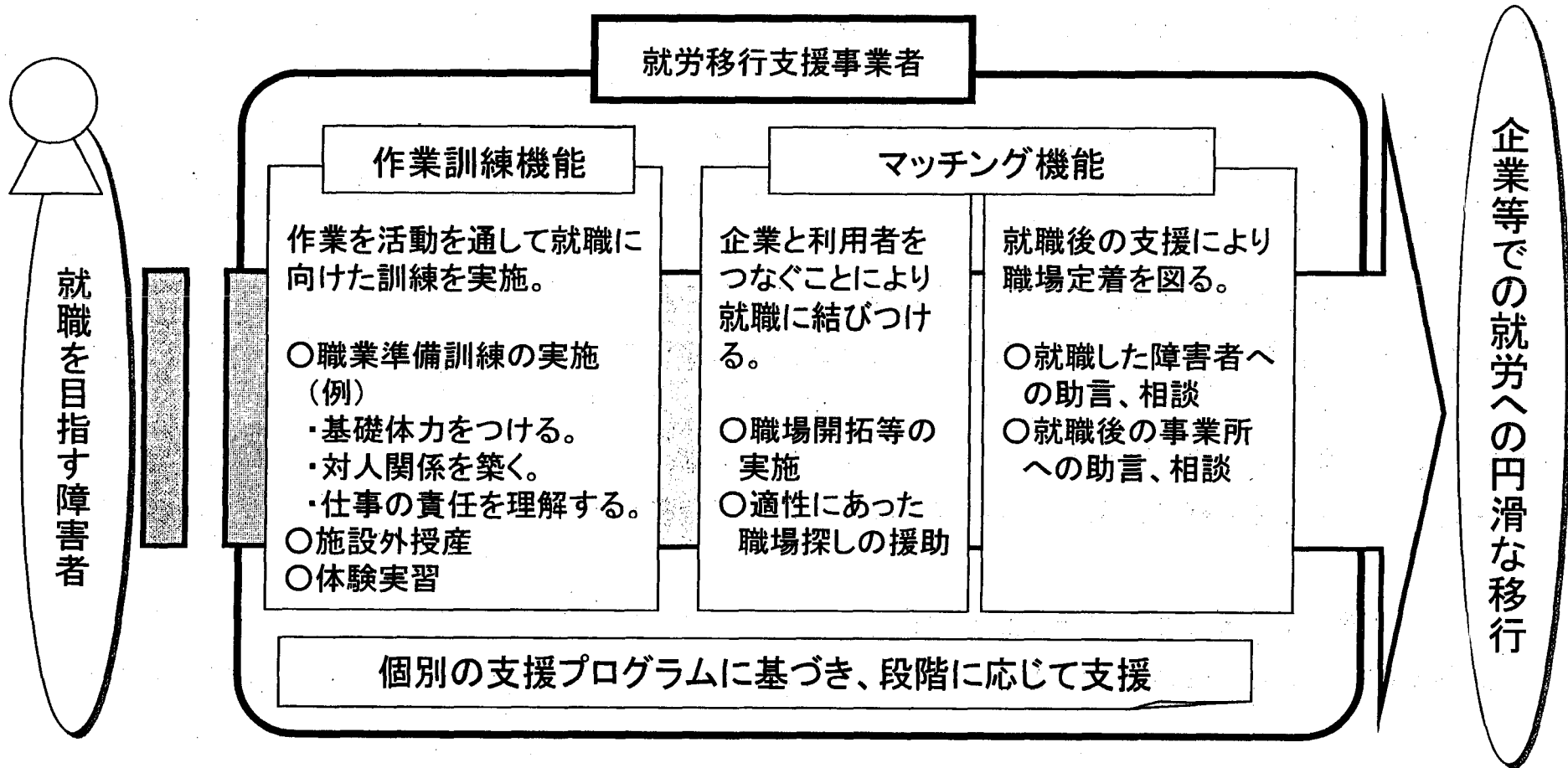
再編後の各事業の目的等

生活療養事業 (身体)	常時介護を要する重度の障害者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他日常生活の世話をを行う事業（医療施設で実施）
生活福祉事業 (身体・知的)	障害者支援施設等において常時介護を要する重度の障害者に対し、介護その他日常生活上の世話をを行う他、レクリエーション、創作的活動、就労的活動など必要な便宜を与える事業
自立訓練事業(機能訓練) (身体)	身体機能に障害のある者に対し、 有期限のプログラムに基づき 、必要な治療やリハビリを行うとともに、独立生活に必要な訓練を行う事業
自立訓練事業(生活訓練) (知的・精神)	知的障害者又は精神障害者でその障害の状態から自立生活が困難な者に対し、 有期限のプログラムに基づき 、地域での生活を営む上での必要な訓練を行い、地域生活への移行を促進する事業
就労移行支援事業 (身体・知的・精神)	企業等や就労すること又は自ら就労を行うことを希望する障害者に対し、 有期限のプログラムに基づき 、職場実習等の訓練を通じて一般企業等への就労に向けて、必要な知識、能力を育むための訓練を行う事業。
要支援障害者雇用事業 (身体・知的・精神)	一般企業での就労が困難な障害者を雇用し、その者の職業遂行を支援し、よって障害者の職業能力の向上を図る事業

※ 重度精神障害者の入院施設は、精神病床の機能分化で対応。

就労移行支援事業のイメージ

- ・障害者ごとに支援計画を作成し、それに基づき、企業等での就労を目指した訓練を実施。
- ・有期限のプログラムを組み、作業訓練から就職活動まで一貫した支援を行うことにより、就労へ結びつけるとともに、就職後も引き続き支援を行うことにより、定着を図る。



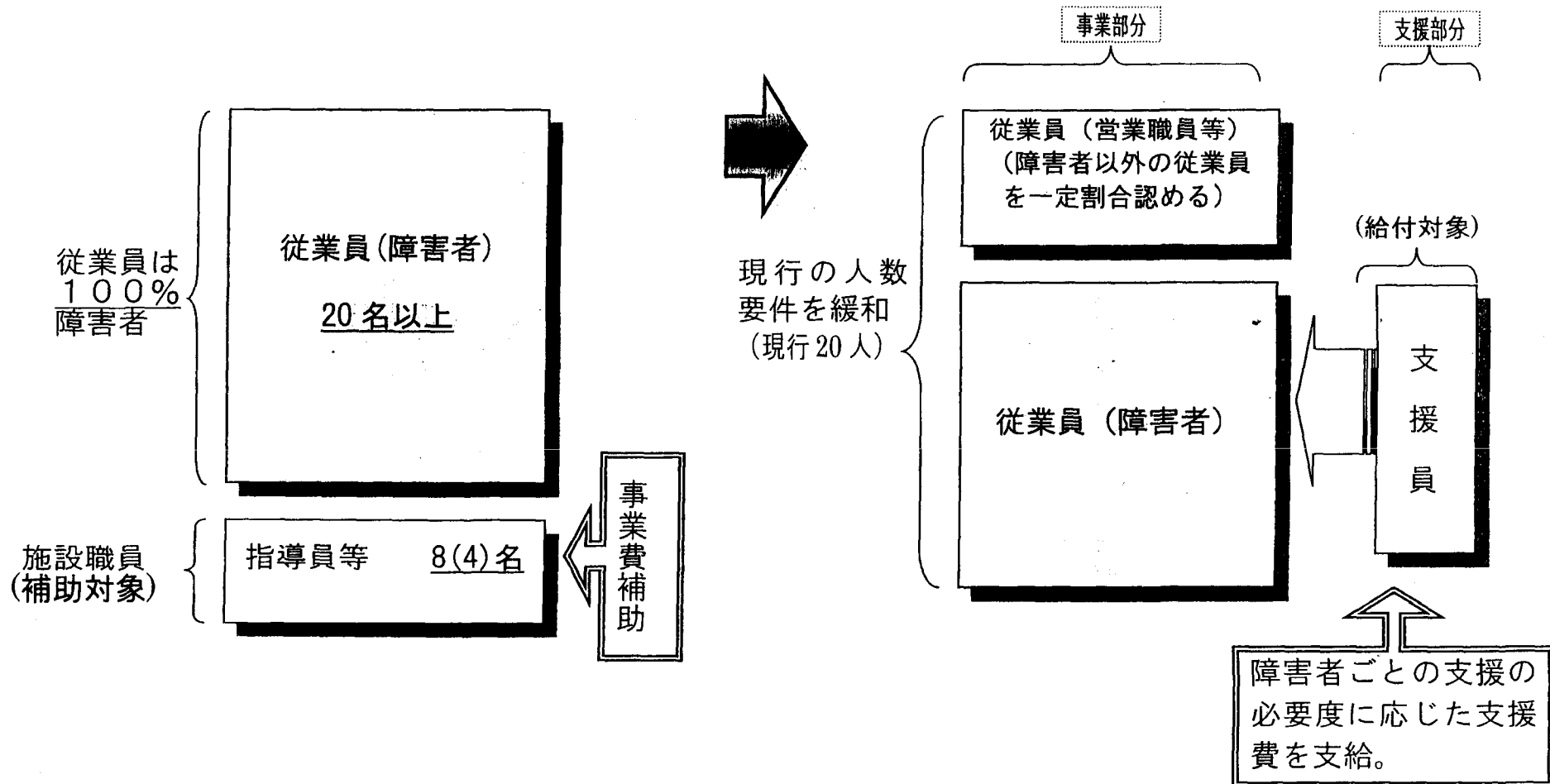
※ 障害者就業・生活支援センターを併設することにより、より効果的な支援を実施

要支援障害者雇用事業のイメージ

- ・ 通常の企業で雇用されることが困難な障害者を雇用するとともに、職業遂行を支援し、職業能力の向上を図るための訓練を行う事業。
- ・ 障害者ごとに作業能力等が向上するよう支援計画を策定し、職業能力の向上のための訓練を実施する。
- ・ 施設要件や人員要件等の規制を緩和（サービス業など業種の拡大を図るとともに、収益性を高めることが可能となる。）。

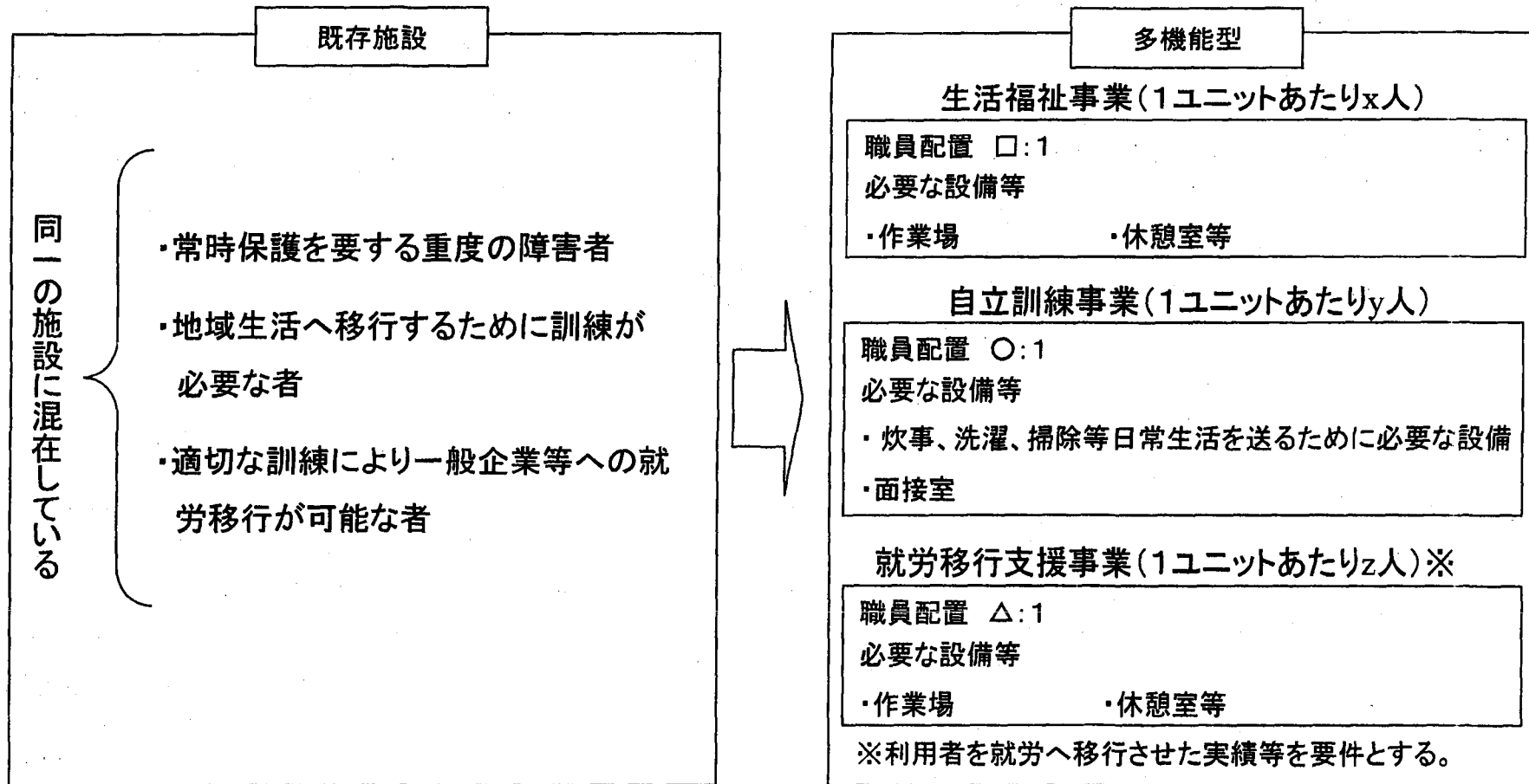
《 現 行（福祉工場） 》

《 見 直 し 後 》


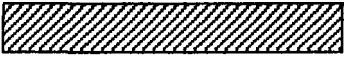

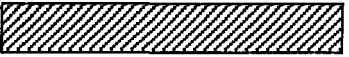

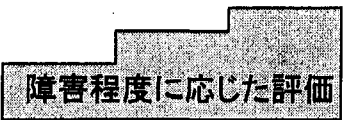



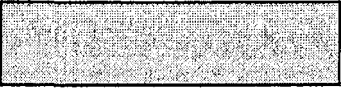
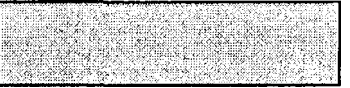




多機能型のイメージ

- 人口規模の小さい市町村等での対応のため、地域特性を踏まえた柔軟な運営が可能となるよう、複数の機能のサービスを実施する多機能型を認める。
- サービスの質の確保の観点から、タイプ別に最低のユニット(定員)の基準を設けるとともに、共通のカリキュラムを除き、原則としてユニット単位でサービスを提供。



障害者支援施設の報酬体系のイメージ

種類 報酬体系	○生活療養事業 ○生活福祉事業	○自立訓練事業 (機能訓練、生活訓練)	○要支援障害者雇用事業 ○就労移行支援事業
日中活動面の評価	 <p style="text-align: center;">障害程度に応じた評価</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  ← <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;">個々の施設ごとに評価</div> </div>  <p style="text-align: center;">障害程度に応じた評価</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  ← <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;">個々の施設ごとに評価</div> </div>  <p style="text-align: center;">労働能力に応じた評価</p>
夜間介護面の評価	 <p style="text-align: center;">障害程度に応じた評価</p>	 <p style="text-align: center;">障害程度に応じた評価</p>	 <p style="text-align: center;">障害程度に応じた評価</p> <p style="text-align: right;">(※)</p>
居住面の評価			 <p style="text-align: right;">(※)</p>

 は、介護給付
 は、自立支援給付

(※) 夜間介護面の評価や居住面の評価は就労移行支援事業のみ

障害者の居住支援サービスの見直し

<現行>

グループホーム

(知的の現状)
世話人が1人しか配置されておらず、重度障害者については、外部等のホームヘルプ等を利用して介護している現状。

(精神の現状)
世話人は1名。中軽度の人を利用しており、ホームヘルプ等の利用は原則として認められていない。

通勤寮(知的)

(現状)
就労している者等が入居。1カ所20数名。

生活訓練施設(精神)

(現状)
回復途上にある人が利用する生活訓練施設。精神科病院を退院した中重度の人が多。1カ所20数名以上。

福祉ホーム

- ・身体
- ・知的
- ・精神(A型・B型)

<見直し後>

ケアホーム(共同生活介護) (知的障害者・精神障害者)

- ・介護を要する知的・精神障害者について、共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う。
- ・日中は、外部の各種事業等を利用することとし、ケアホームは、日中活動を含めた生活プログラムを策定。
- ・報酬は、日中以外の時間帯、土日の支援に係る部分について介護度等に応じて支給。事業者は、一定の報酬内でスタッフを自ら確保するか、又は外部委託等を行うか選択できる仕組みとする。

グループホーム(共同生活援助) (知的障害者・精神障害者)

- ・主に日中、自立訓練、就労移行支援を受けている知的・精神障害者、就労している者に対し、共同生活を営む住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行う。
- ・報酬は、利用者の支援の必要度に応じて世話人の費用を支給。

福祉ホーム

居住サポート事業(新規)

重 度

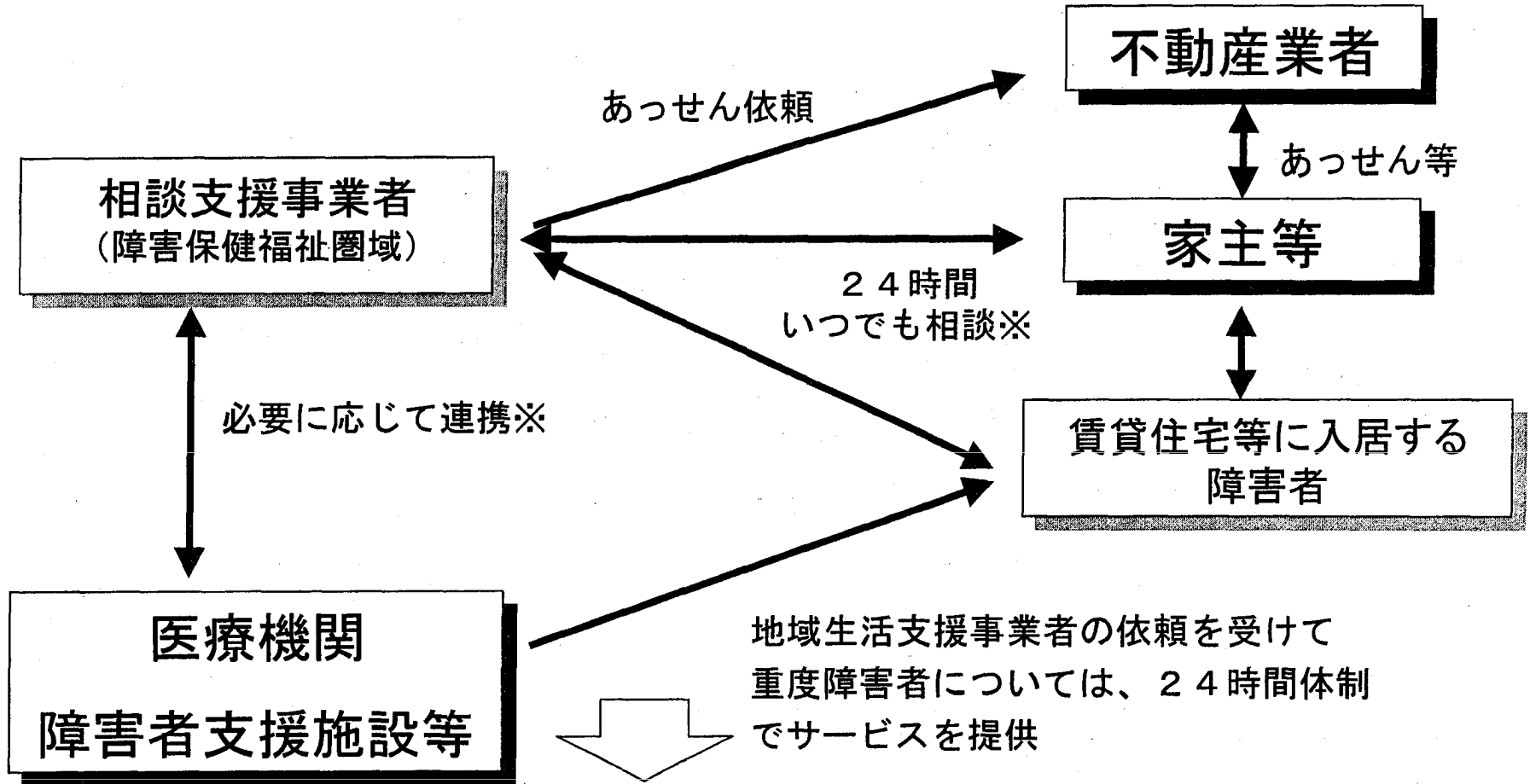
個別給付

地域支援事業

軽 度

※ 身体障害者のケアホーム、グループホームの要否については今後検討。

障害者の居住サポート体制の整備

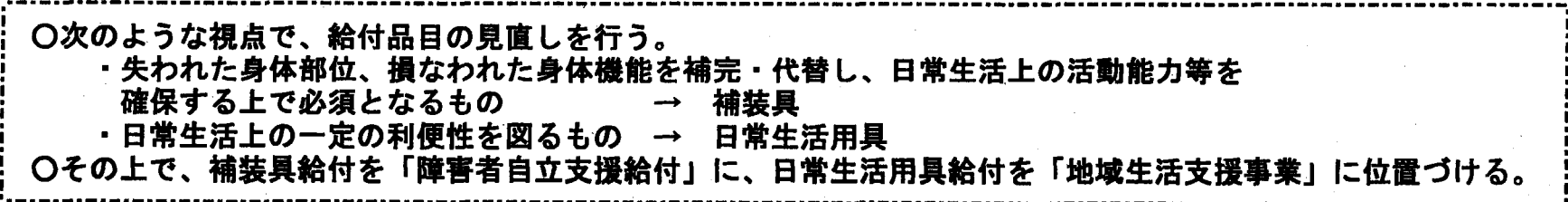
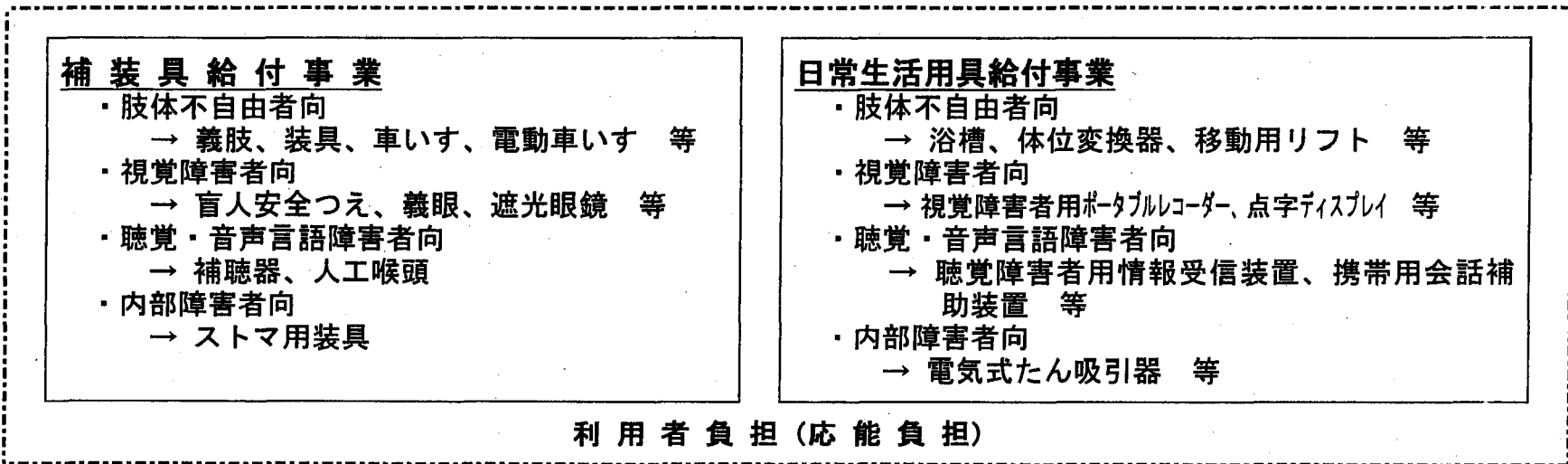


- ・ 家主・障害者とも安心して入居できる環境→地域生活の場（住まい）の確保
- ・ 障害者の地域生活の支援→施設から在宅への流れの促進

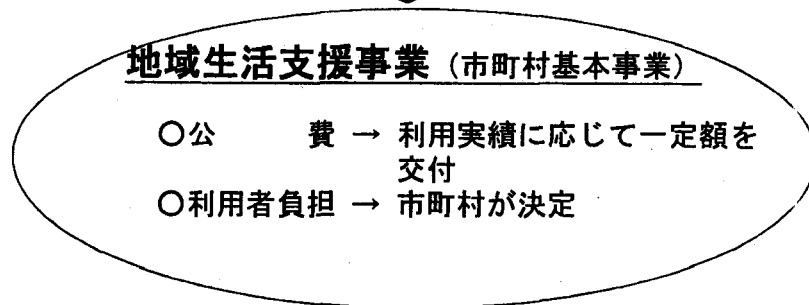
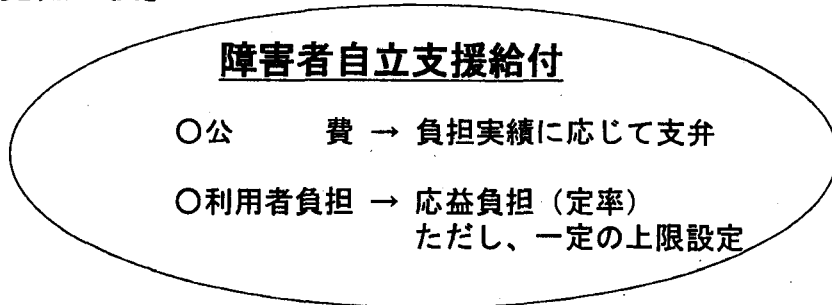
※地域支援事業の基本事業と位置づけ、障害保健福祉圏域ごとの相談支援事業者が実施。

「補装具給付事業」と「日常生活用具給付事業」のイメージ

【現 行】



【見直し後】



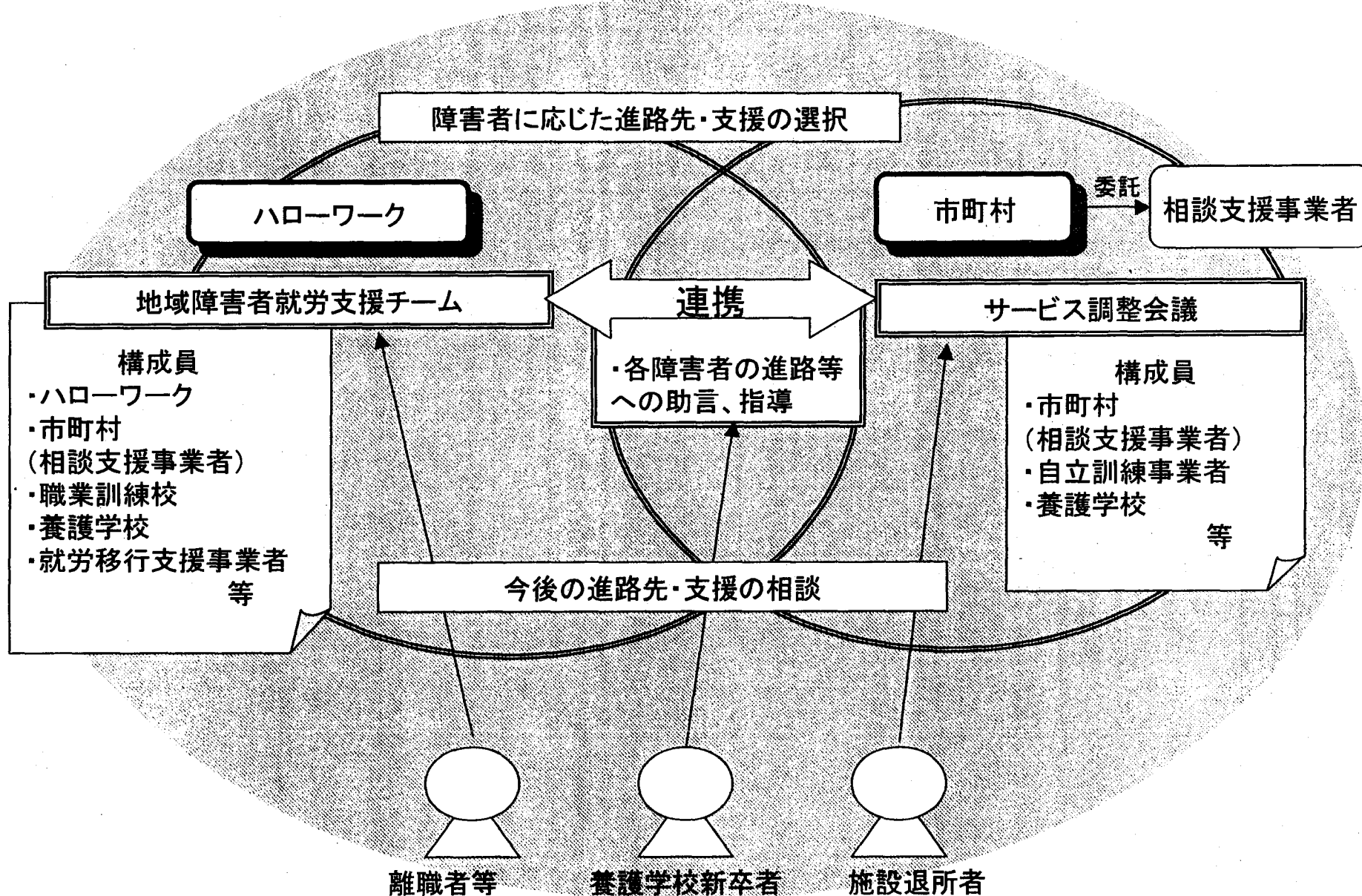
給付等体系と事業体系の関係

給付等体系		事業体系	
介護給付		訪問介護	ホームヘルプサービス
		通所介護	各通所事業(地域生活支援事業を除く)
		短期入所	ショートステイ
		重度障害者包括支援	重度障害者包括サービス
		ケア付き居住支援	障害者支援施設、ケアホーム
自立支援給付		自立訓練	自立支援事業(機能訓練・生活訓練)
		就労移行支援	就労移行支援事業
		就労継続支援	要支援障害者雇用事業
		居住支援(上記に付随)	グループホーム
		補装具	
地域生活支援事業	市町村基本事業	地域相談事業	相談支援事業、権利擁護事業、本人活動支援事業、デイサービス事業(憩い、生きがい)等
		移動支援事業	ガイドヘルプ事業、リフト付福祉バス事業等
		コミュニケーション支援事業	手話通訳派遣事業、盲ろう者向け通訳等派遣事業等
		居住支援事業	住居提供事業(福祉ホーム等)
		日常生活用具	
	都道府県基本事業	人材育成事業	手話通訳者養成・研修事業、身体障害者相談員活動事業等
		広域支援事業	広域相談支援事業、住居確保事業(福祉ホーム、居住サポート事業等)、視聴覚障害者情報提供施設事業等
	市町村選択事業	介護型事業	訪問入浴サービス事業等
		自立支援型事業	生活訓練事業、職親委託事業等

※1 複数のサービスが必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者など計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者等に係る個別の「自立支援計画」の策定費として支援計画策定費を給付する。

※2 現在、同一の事業であっても、障害別に支給要件等が異なるものについては、基本的に共通のものとする。(例えば、精神障害の短期入所について、入院予防等、本人の心身の状況に応じて利用が可能となるようする等)

就労支援に係るサービスマネジメント体制



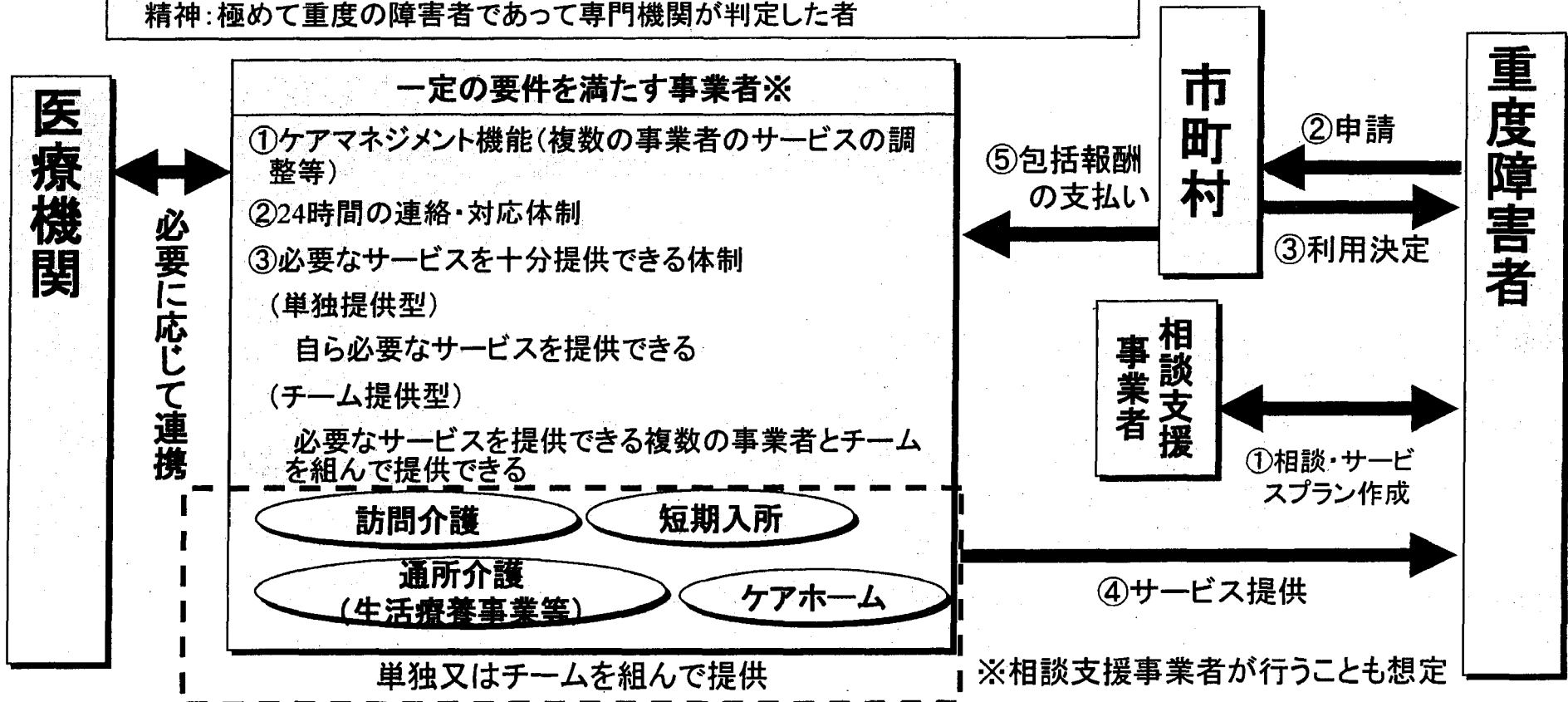
極めて重度の障害者を包括的に支える仕組み

<基本的な考え方>

- 一定の要件を満たす者が、自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組み(必要なサービス提供事業者の確保・調整等を利用者が行わなくとも事業者によって行われる仕組み)。
- 緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応が可能となる。
- サービスの種類や量にかかわらず、一定額の報酬を支払う仕組みとし、各種サービスの単価の設定や利用サービスの種類や量を自由に設定できる仕組みとする。

<対象者のイメージ>

- 身体:ALS等の極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者
- 知的:強度行動障害のある極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者
- 精神:極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者



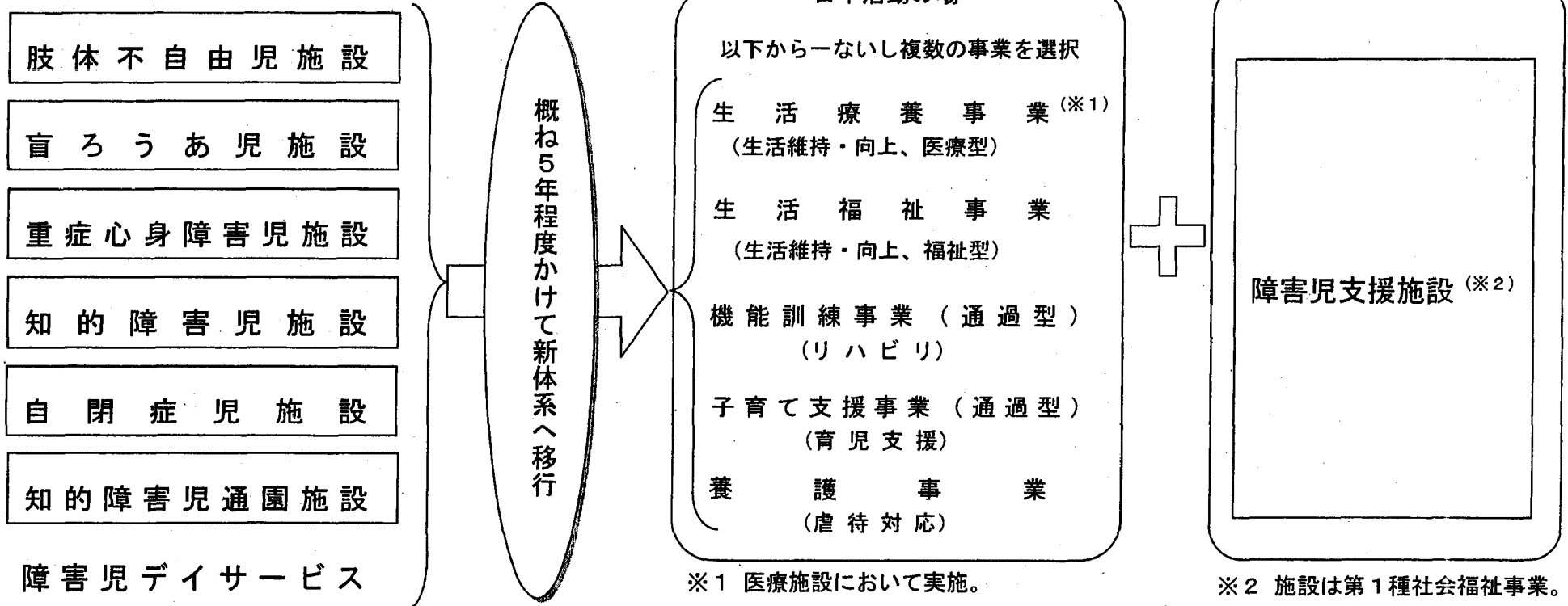
児童福祉施設体系・事業体系の見直し

<見直しの方針>

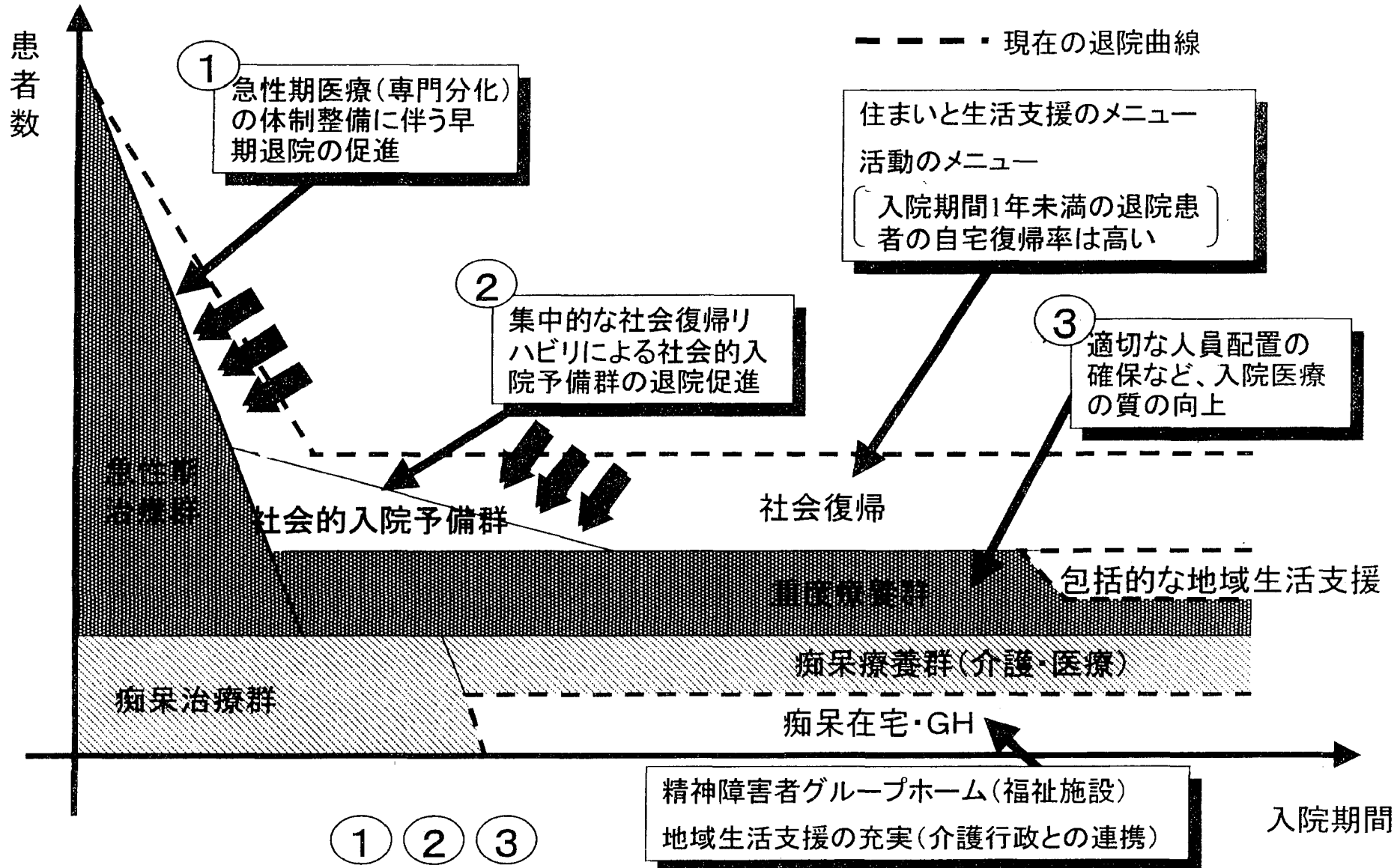
- 措置権については、原則として都道府県から市町村に移譲し、大人の障害者と同様の制度に改める。
(※ 被虐待等の要保護性を有する障害児への入所について、現在、国会に法案が提出されている児童虐待防止対策を含む児童福祉法改正の動向を踏まえた上で、概ね5年後の施行を目途に3年間以内に結論を得る。)
- さまざまな年齢や障害程度の異なる児童が混在するなど、本来の施設の機能と入所児の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。(措置権移譲と同時期に着手)
- 教育と連携を図りつつ「発達支援・育児支援システム」を体系的に整備していくため、親の障害受容を促すための事業や適切な発達を確保していくための事業を実施する。

<現 行>

<見直し後>



病床の機能分化のイメージ



は、病棟・ユニット単位で分化の促進及び評価を進めていく。

救急医療システムの考え方(案)

一般救急(既存)

救急医療情報センター

第三次救急医療施設(24時間)

- ・高度救命救急センター
- ・救命救急センター

第二次救急医療施設(休日・夜間)

- ・病院群輪番制病院
- ・共同利用型病院

初期救急医療施設(休日・夜間)

- ・休日夜間急患センター
- ・在宅当番医制

精神科救急(案)

精神科救急情報センター

精神科救急医療センター
(仮称)

精神科救急医療施設

- ・精神科病院群輪番制
- ・応急入院指定病院等

精神科初期救急医療施設

- ・精神科病院
- ・診療所

実地指導に基づく改善計画の公表の仕組み(案)

(現行:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の七)

現行

都道府県による実地指導

入院患者の処遇
が基準に合致しない、
または不適當

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し「改善計画の提出」「改善計画の変更」「処
遇の改善のために必要な措置」を命令

命令に従わない

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し、期間を定めて精神障害者の入院に係る
医療の提供の全部又は一部を制限するよう命
令

案

都道府県による実地指導

入院患者の処遇
が基準に合致しない、
または不適當

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し「改善計画の提出」「改善計画の変更」「処
遇の改善のために必要な措置」を命令

命令に従わない

改善計画等の内容を公表

厚生労働大臣又は都道府県知事が管理者に
対し、期間を定めて精神障害者の入院に係る
医療の提供の全部又は一部を制限するよう命
令